

## 奈井江町刊行物等への有料広告の掲載に関する要綱

平成 19 年 3 月 19 日訓令第 6 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、民間企業等との協働により新たな財源を確保するとともに、町民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため奈井江町（以下「町」という。）が作成する刊行物等へ有料広告（以下「広告」という。）を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載物)

第 2 条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるところとする。

- (1) 奈井江町広報紙
- (2) 奈井江町ホームページ
- (3) その他町長が広告掲載を認めるもの

### (掲載の範囲)

第 3 条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広告媒体の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条の適用を受ける業種であるもののうち、青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に関するもの
- (4) 公の秩序及び善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として不適當であると町長が認めるもの

### (広告の掲載位置)

第 4 条 広告の掲載位置は、広告媒体ごとに町長が指定した位置とし、別に定める。

### (広告掲載料)

第 5 条 広告掲載料は、広告媒体ごとに町長が別に定める。

(広告の掲載を希望する者の募集)

第6条 町長は、奈井江町広報紙及び奈井江町ホームページにより広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を公募するものとする。

(広告の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、奈井江町有料広告掲載申込書（別記第1号様式）に掲載しようとする広告の原稿等を添えて、町長に申し込むものとする。ただし、前月（年度内に限る。）から継続して申し込む場合は、奈井江町有料広告掲載申込書によらず、文書、電子メール又はファックスにより継続の旨を申し出ることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条に規定する奈井江町有料広告掲載の申し込み（以下「掲載申し込み」という。）があったときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、奈井江町有料広告掲載決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。ただし、前条ただし書の場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、広告の申し込みが広告の募集件数を超え、かつ、それらの広告が第3条各号のいずれにも該当しないときは、次の各号に示す団体等を例として第1号から第7号の順によるほか、抽選により掲載の可否を決定するものとする。

(1) 農業協同組合、商工会等、法令で公共的性格が定められている団体（町内に事務所を有する団体に限る。）

(2) 公の施設の指定管理者として、町の公の施設の管理運営を行う団体（当該公の施設（当該公の施設と一体として運用される施設を含む。）の管理運営に関する広告に限る。）

(3) 町内において、医療、福祉、金融、交通、燃料、スーパー、コンビニエンスストア等、町民の安心な生活の基盤となる事業を運営する事業者（個人事業主を含む。）

(4) 文化、芸術、スポーツ等のサークルで、町文化連盟又は町体育協会に加入するもの

(5) 前号以外のサークルで、町内に活動拠点を有するもの

(6) 第1号から第5号以外の企業、事業者（個人事業主を含む。）、団体、個人等で、町内に活動拠点を有するもの

(7) 第1号から第6号以外の企業、事業者（個人事業主を含む。）、団体、個人等

(広告掲載料の納付)

第9条 前条第1項に規定する広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、町長の指定する期日までに、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告主の責任等)

第10条 刊行物等に掲載した広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主が負うものとする。

3 広告主の責めに帰すべき事由により、町に損害が発生した場合には、広告主は町に対して損害を賠償しなければならない。

(広告掲載の取り消し)

第11条 町長は、町の行政運営上支障があるとき、または広告主が第10条で指定する期日までに広告掲載料の納入をしなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第12条 町長は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか広告に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日訓令第10号）

1 この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

2 改正後の奈井江町刊行物等への有料広告の掲載に関する要綱の規定は、施

行日以後の申込みに適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 15 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 25 年 3 月 15 日から施行する。

別記第1号様式（第7条関係）

奈井江町有料広告掲載申込書

年 月 日

奈井江町長 様

有料広告掲載申込者

住所（所在地）

名 称

代表者職・氏名

電 話 番 号

担当者職・氏名

奈井江町有料広告掲載の取扱いに関する要綱第8条の規定により、次のとおり申し込みます。

なお、掲載にあたっては、奈井江町有料広告掲載の取扱いに関する要綱、奈井江町広報紙広告掲載に関する基準、奈井江町ホームページ広告掲載に関する基準を遵守します。

有料広告の掲載を希望する媒体		広報紙の場合 半枠・1枠
掲載を希望する期間等		

【備考】

- 1 前月から継続して掲載を申し込もうとする場合は、この申込書によらず、文書、電子メール又はファックスにより、その旨を申し出ることもできます。ただし、年度内に限ります。
- 2 広報紙で1枠以上申し込んだ場合、より多くの団体に紙面を活用していただく趣旨から、半枠の掲載となる場合があります。

別記様式第2号（第8条第1項関係）

奈井江町有料広告掲載決定通知書

様

奈井江町長 北 良 治

平成 年 月 日付けで申し込みのあった有料広告の掲載について、次のとおり掲載（ する ・ しない ） ことと予定しましたので通知します。

申し込みのあった 広 告 媒 体 名	
掲 載 期 間 等	平成 年 月号～ 月号（ ヶ月間）
掲 載 料 金	
掲 載 し な い 場 合 そ の 理 由	

【備考】

広報紙で1枠以上を掲載予定の場合、より多くの団体に紙面を活用していただく趣旨から、他団体等から別の申込があったときは、半枠の掲載とさせていただくことがあります。この場合、前納していただいた広告料は還付します。